

「平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号（特定農薬を指定する件）」の一部改正の概要

平成 25 年 10 月 7 日
消費・安全局農産安全管理課

1 現行制度の概要

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項においては、農薬は原則として農林水産大臣の登録を受けなければ製造等してはならない旨規定している。一方で、同項ただし書において、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）については、その製造等に当たっての当該登録を不要としている。

なお、農林水産大臣及び環境大臣が特定農薬を指定する場合には、同法第 16 条第 3 項の規定に基づき、農業資材審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

特定農薬の指定については、平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号（特定農薬を指定する件）（以下「告示」という。）において、①食酢、②重曹及び③使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵を指定している。

2 告示の改正内容等について

きゅうり等の病害防除に用いられる「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。以下「電解次亜塩素酸水」という。）」については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、本年 3 月 14 日に食品安全委員会の意見を聴取し、同年 8 月 26 日に農薬として想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に影響を及ぼすおそれがないと考えられるとの答申を得たところである。

これを受け、本年 9 月 6 日に、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合において、電解次亜塩素酸水を殺菌剤として使用する際の薬効及び安全性（作業員及び環境）について審議を行い、農薬取締法第 2 条第 1 項の指定をすることが妥当であるとされたところである。また、当該指定に際しては、使用方法等について情報提供すべきとされた。これに伴い、告示に電解次亜塩素酸水を追加するとともに、通知においてその情報提供すべき留意事項について定めることとする。

※1 農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。（法第 1 条の 2 第 1 項）

※2 なお、指定すべき農薬の名称については、食酢、重曹など一般に販売されている製品の名称を告示中に規定している。「電解次亜塩素酸水」については、①農家が自家製造し、使用するものであり、製品として流通しないこと、②他法令に基づく規格（食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）及び有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号））との整合性をとる必要があることから、名称に定義を付し、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」と規定する。